

# 議会構成

## 議員数

- 条例定数 28 人(平成 30 年 9 月 14 日施行)
  - 現 員 28 人(令和 5 年 8 月 7 日現在)
- 本市の第 1 回市議会議員選挙は明治 32 年 6 月に行われたが、当時の選挙権は納税額により一級、二級、三級と区分され、議員定数はそれぞれ 10 名の計 30 名であった。その後、大正 11 年には一級、二級の区分に改正され、それぞれ 15 名の定数 30 名となり、昭和 5 年の選挙から 25 歳以上の者に被選挙権が与えられる普通選挙となり、級別は廃止された。

昭和 22 年には現行の地方自治制度が発足し、本市の定数は 36 名となった。

昭和 30 年 4 月 30 日に行われた合併最初の市議会議員選挙は、定数 36 名に対し 91 名と多くの立候補者が立ち、その結果新人議員 22 名が当選した。このことは定数の 3 分の 2 近くを占めたことになる。また、同選挙において初の女性議員が誕生した。

その後、昭和 60 年 9 月 20 日に「会津若松市議会議員定数条例」が公布され、定数が 32 名となり、平成 10 年 12 月 25 日に「会津若松市議会議員定数条例の一部を改正する条例」が公布され、11 年 4 月一般選挙から定数が 30 名となった。

さらに、平成 15 年 1 月 1 日に地方自治法第 91 条第 1 項の規定に基づき「会津若松市議会議員の定数を定める条例」(定数 30 名)が公布された。

平成 16 年 11 月 1 日には北会津村との合併により北会津村議会から 15 名の議員が、また平成 17 年 11 月 1 日には河東町と合併し、河東町議員 18 名が会津若松市の議員となり、途中、欠員等を経て、改選前の議員は 57 名であった。平成 19 年 4 月の統一地方選により、新たな 30 名が選出された。

平成 23 年 4 月の統一地方選挙は、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」により、平成 23 年統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村(第 2 次指定分)として指定を受けたため、選挙期日が平成 23 年 8 月 7 日に延期された。

平成 23 年 5 月 2 日には地方自治法の一部改正により、議員定数の人口段階別上限数に係る制限が廃止された。

平成 30 年 9 月 14 日には、「会津若松市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」(定員 28 名)が公布され、令和元年 8 月 4 日に行われた一般選挙から適用となった。

なお、昭和 22 年以降、本市における市議会議員の最年少当選者は 26 歳で、連続当選の最高回数は 9 回となっている。

## ◆会派・党派別議員数(令和 5 年 8 月 17 日現在)

党派	自民	公明	立民	共産	社民	無所属	計
市民クラブ	2					9 (2)	11(2)
フォーラム会津						5	5
公明党		3 (2)					3(2)
創風あいづ						3	3
立憲連合			1			2 (1)	3(1)
日本共産党				1			1
社会民主党・市民連合					1		1
夢クラブ						1	1
計	2	3 (2)	1	1	1	20 (3)	28(5)

※( )内は女性議員数

※党派名の略称は次のとおり：

自民⇒自由民主党、共産⇒日本共産党

公明⇒公明党、社民⇒社会民主党

立民⇒立憲民主党

## ◆年齢別議員構成 (令和 5 年 8 月 7 日現在)

年 齢	人 数 (人)
35～39 歳	1
40～44 歳	3
45～49 歳	3
50～54 歳	5
55～59 歳	4
60～64 歳	4
65～69 歳	5
70 歳以上	3

○最年少 37 歳 ○最年長 74 歳 ○平均年齢 57.3 歳

## 歴代議長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
初代	林 賢藏	明治 32. 6. 16	明治 32. 9. 28
2	川島榮一郎	32. 9. 29	33. 2. 12
3	川島榮一郎	33. 2. 12	34. 1. 15
4	竹田只次郎	34. 1. 15	35. 1. 11
5	竹田只次郎	35. 1. 11	36. 1. 10
6	竹田只次郎	36. 1. 12	37. 1. 11
7	竹田只次郎	37. 1. 12	38. 1. 10
8	竹田只次郎	38. 1. 10	38. 6. 5
9	前田 兵郎	38. 6. 23	39. 1. 11
10	前田 兵郎	39. 1. 11	40. 1. 7
11	前田 兵郎	40. 1. 7	41. 1. 6
12	前田 兵郎	41. 1. 20	42. 1. 19
13	佐藤 佐中	42. 1. 26	43. 1. 13
14	佐藤 佐中	43. 1. 13	44. 1. 7
15	佐藤 佐中	44. 1. 7	45. 1. 6
16	佐藤 佐中	45. 1. 10	大正 3. 1. 19
17	川島榮一郎	大正 3. 2. 17	3. 6. 3
18	前田 兵郎	3. 6. 15	7. 6. 3
19	川島榮一郎	7. 6. 15	11. 6. 3
20	富岡 秀一	11. 6. 21	15. 6. 3
21	林 直八	15. 6. 18	昭和 5. 6. 3
22	早坂 榮助	昭和 5. 6. 18	9. 6. 3
23	石堂 恒彦	9. 6. 22	9. 10. 6
24	岩崎 光衛	9. 11. 9	13. 6. 3
25	岩崎 光衛	13. 6. 15	17. 6. 3
26	高瀬喜左衛門	17. 6. 16	18. 3. 11
27	林 健次郎	18. 3. 13	20. 4. 17
28	星野昇七郎	20. 7. 24	20. 12. 24
29	日野晴日子	21. 2. 4	22. 4. 29
30	鈴木 寅藏	22. 5. 14	24. 6. 1
31	柏木信一郎	24. 6. 1	26. 4. 29
32	五十嵐豊作	26. 5. 14	30. 4. 29
33	佐藤 光治	30. 5. 18	31. 11. 27
34	岸 久吉	31. 12. 15	32. 12. 16
35	磯田 政吉	32. 12. 16	34. 4. 29
36	四家 豊治	34. 5. 15	38. 4. 29
37	高橋 直幸	38. 5. 13	40. 6. 4
38	岸 久吉	40. 6. 4	42. 4. 29

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
39	岸 久吉	昭和 42. 5. 15	昭和 44. 12. 19
40	一ノ瀬直俊	45. 2. 2	46. 4. 29
41	菅家 忠男	46. 5. 10	50. 4. 29
42	一ノ瀬直俊	50. 5. 15	52. 6. 14
43	一ノ瀬直俊	52. 6. 14	54. 4. 29
44	成田 正喜	54. 5. 10	58. 4. 29
45	川原 宏	58. 5. 10	62. 4. 29
46	棚木 一	62. 5. 12	平成元. 9. 30
47	相田 勝	平成元. 9. 30	3. 4. 29
48	眞壁 宏彰	3. 5. 14	7. 4. 29
49	江花 継夫	7. 5. 15	9. 10. 27
50	相田 正明	9. 10. 27	11. 4. 29
51	二瓶 孝喜	11. 5. 12	13. 5. 14
52	二瓶 孝喜	13. 5. 14	15. 4. 29
53	二瓶 孝喜	15. 5. 15	17. 5. 19
54	佐藤 義之	17. 5. 19	19. 4. 29
55	田澤 豊彦	19. 5. 16	21. 5. 14
56	田澤 豊彦	21. 5. 14	23. 8. 6
57	目黒章三郎	23. 8. 23	25. 8. 23
58	戸川 稔朗	25. 8. 23	27. 8. 6
59	目黒章三郎	27. 8. 20	29. 8. 18
60	目黒章三郎	29. 8. 18	令和元. 8. 6
61	清川 雅史	令和元. 8. 27	3. 8. 11
62	清川 雅史	3. 8. 11	5. 8. 6
63	清川 雅史	5. 8. 24	



第 63 代議長

## 歴代副議長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
初代	佐藤 智信	明治 32. 6. 16	明治 33. 2. 12
2	辰野 次郎	33. 2. 12	34. 1. 15
3	木下美登理	34. 1. 15	35. 1. 11
4	大花榮次郎	35. 1. 11	35. 3. 8
5	辰野 次郎	35. 3. 8	36. 1. 12
6	辰野 次郎	36. 1. 12	37. 1. 12
7	山口 新吉	37. 1. 12	38. 1. 10
8	福王 榮蔵	38. 1. 10	39. 1. 9
9	福王 榮蔵	39. 1. 11	40. 1. 7
10	宮森 善助	40. 1. 7	41. 1. 6
11	宮森 善助	41. 1. 20	42. 1. 19
12	林 賢蔵	42. 1. 26	43. 1. 13
13	林 賢蔵	43. 1. 13	44. 1. 7
14	林 賢蔵	44. 1. 7	44. 6. 5
15	林 賢蔵	44. 6. 17	45. 1. 10
16	林 賢蔵	45. 1. 10	大正 3. 2. 6
17	渡部 清治	大正 3. 2. 17	3. 6. 3
18	福王 榮蔵	3. 6. 15	7. 6. 3
19	鎧 常吉	7. 6. 15	10. 2. 12
20	渡部 清治	10. 2. 16	11. 6. 3
21	日下 毅	11. 6. 21	15. 6. 3
22	中野善太郎	15. 6. 18	昭和 5. 6. 3
23	日野晴日子	昭和 5. 6. 18	9. 6. 3
24	岩崎 光衛	9. 6. 22	9. 11. 9
25	鈴木善九郎	9. 12. 6	13. 6. 3
26	五十嵐忠蔵	13. 6. 15	17. 6. 3
27	林 健次郎	17. 6. 16	18. 3. 13
28	星野昇七郎	18. 3. 13	20. 7. 24
29	星 健吉	20. 7. 24	21. 3. 13
30	山口 八郎	21. 5. 28	22. 1. 22
31	亀谷 鐔雄	22. 2. 5	22. 4. 29
32	柏木信一郎	22. 5. 14	24. 6. 1
33	五十嵐豊作	24. 6. 1	26. 4. 29
34	佐々木 博	26. 5. 14	30. 4. 29
35	鹿目 仁久	30. 5. 18	31. 12. 24
36	磯田 政吉	31. 12. 24	32. 12. 16
37	四家 豊治	32. 12. 20	34. 4. 29
38	高橋 直幸	34. 5. 15	36. 5. 29

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
39	矢内 三治	昭和 36. 6. 6	昭和 38. 4. 29
40	河野 和夫	38. 5. 13	40. 6. 4
41	大須賀英一	40. 6. 4	42. 4. 29
42	磯貝 義恵	42. 5. 15	44. 10. 4
43	一ノ瀬直俊	44. 12. 1	45. 2. 2
44	磯貝 義恵	45. 2. 2	46. 4. 29
45	金井 博文	46. 5. 10	49. 12. 21
46	齋藤久右衛門	49. 12. 21	50. 4. 29
47	齋藤久右衛門	50. 5. 15	52. 6. 14
48	川原 宏	52. 6. 14	54. 4. 29
49	川原 宏	54. 5. 10	56. 5. 21
50	大内 賢一	56. 5. 21	58. 4. 29
51	鈴木 政夫	58. 5. 10	62. 4. 29
52	本田 忠敬	62. 5. 12	平成元. 9. 30
53	相田 正明	平成元. 9. 30	3. 4. 29
54	田原 久誉	3. 5. 14	7. 4. 29
55	渡部 昭寿	7. 5. 15	9. 10. 27
56	千葉 春雄	9. 10. 27	11. 4. 29
57	小川 右善	11. 5. 12	13. 5. 14
58	伊藤 正男	13. 5. 14	15. 4. 29
59	齋藤 輝男	15. 5. 15	17. 5. 19
60	小山 泉寿	17. 5. 19	19. 4. 29
61	本田 礼子	19. 5. 16	21. 5. 14
62	本田 礼子	21. 5. 14	23. 8. 6
63	戸川 稔朗	23. 8. 23	25. 8. 23
64	渡部 優生	25. 8. 23	27. 8. 6
65	清川 雅史	27. 8. 20	29. 8. 18
66	清川 雅史	29. 8. 18	令和元. 8. 6
67	樋川 誠	令和元. 8. 27	3. 8. 11
68	樋川 誠	3. 8. 11	4. 4. 25
69	横山 淳	4. 5. 16	5. 8. 6
70	横山 淳	5. 8. 24	



第 70 代副議長

# 議 事

## 通 年 議 会 に つ い て

### ◆通年議会の導入

会津若松市議会は、市民意見を起点とした政策サイクルの確立と実践に取り組んできた。この取組は、1年間をとおした通年的な活動だけではなく、実質的に委員任期の2年、議員任期の4年をとおした通任期の取組となっており、通年議会を導入する基盤が整っていた。

本市議会の議会活動の実態に合わせた各種会議等の法的な位置づけを見直すこと及びこれまで課題であった会議等への出席に係る公務性について整理を図ることを目的とし、令和4年8月に通年議会を導入した。

### ◆通年議会の会期

定例会の回数は年1回とし、会期の始期を8月、終期を翌年の7月末とした。

### ◆定例会において開く会議

定例会において開く会議は、下記のとおりである。

- (1) 招集会議 定例会の招集により開く会議
- (2) 定例会議 定例的に開く会議をいい、9月、12月、2月、6月に開く。
- (3) 臨時会議 議員又は市長からの要請に基づき、臨時に開く会議

### ◆通年議会の流れ

月	会 議
8月	招集会議（定例会の招集）
9月	9月定例会議
10月	休会
11月	休会
12月	12月定例会議
1月	休会
2月	2月定例会議
3月	
4月	休会
5月	休会
6月	6月定例会議
7月	定例会閉会

※ 上記会議の他、通年議会の会期中における、議員又は市長からの要請に基づく臨時会議がある。

※ 通年議会の導入により常に議会が活動能力を有することとなる。このため、休会中も委員会の所管事務調査等の議会活動を行うことができる。

## 定 例 会 議 の 日 程

### ◆定例会議の流れ

日程	会 議
1	開会日（提案理由説明）
2	休会（議案等調査）
3	本会議（一般質問・個人）※1
4	本会議（一般質問・個人）
5	本会議（一般質問・個人）
6	本会議（議案等に対する総括質疑）※2 予算決算委員会
7	予算決算委員会を除く常任委員会 予算決算委員会分科会
8	予算決算委員会を除く常任委員会 予算決算委員会分科会
9	休会（事務整理）
10	予算決算委員会
11	休会（事務整理）
12	最終日（委員会審査報告～表決）

※1 12月定例会議のみ一般質問の初日に代表質問を行う。

※2 2月定例会議においては、総括質疑は2日間となる。

上記が定例会議の日程であるが、これに土曜、日曜が入るため、実際は15～16日間くらいの日程をとるのが例である。

なお、2月定例会議及び9月定例会議は、当初予算の審議及び決算の認定のために委員会審査に日数を要することから、20日間を超える会議期間となる。

### ◆臨時会議

臨時会議は議案等の委員会付託を行わず、通常、会議期間は1日間としているが、議案等の内容により委員会付託を行い、会議期間を2日間以上とる場合がある。

## 議案の審議

### ◆議案付託から表決

- (1) 予算及び決算  
予算決算委員会に付託している。
- (2) 条例  
所管の常任委員会（総務委員会、文教厚生委員会、産業経済委員会及び建設委員会）に付託している。
- (3) 人事案件  
委員会付託を省略するのが通例である。
- (4) 委員会審査報告  
本会議で問題とされた点、委員間討議、討論のあった議案などについては、審査の経過と結果などについて詳細に、定例会議最終日において委員長が報告している。
- (5) 報告から表決まで  
総務委員会、文教厚生委員会、産業経済委員会、建設委員会、予算決算委員会、特別委員会の順に報告を行い、次いで報告に対する質疑を行い、議員間討議、その後、一括して討論を行う。さらに反対討論のあった議案等は分離して起立表決し、その後、他の案件を一括して簡易採決している。

## 一般質問

- (1) 通告  
質問者は、定例会議開会日の8日前の正午までに題名と具体的な質問項目を議長に通告する。
- (2) 質問形態  
代表質問（12月定例会議のみ）と個人質問（9月・12月・2月・6月）がある。
- (3) 質問順序  
代表質問、個人質問の順に行うが、代表質問は所属議員数の多い会派から行い、個人質問は会派の輪番制となっている。
- (4) 質問時間  
質問時間について、代表質問は答弁を除き一人25分以内、個人質問は答弁を除き一人20分以内と制限を設けている。  
また、一般質問の方式は、一括質問・一括答弁方式と一問一答方式の選択制としている。  
一括質問・一括答弁方式は、1回目に質問の全てを一括して質問し、執行機関より一括して答弁を行い、再質問の発言回数は4回以内としている。

一問一答方式は、1回目は、質問の全てを一括して質問し、執行機関より一括して答弁を行い、2回目（再質問）から大項目ごとに一問一答で行う。さらに、一問一答方式を選択した場合、再質問の質問時間は1回目の質問の残時間又は10分の短い方とし、発言回数は制限しない。

### (5) 発言方法

1回目は登壇して行い、2回目以降は発言席で行う。（関連質問は認めていない）

## 総括質疑

- (1) 通告  
質疑者は、定例会議開会日の本会議終了後から同日午後3時までに質疑件名を議長に通告する。
- (2) 質疑順序  
届出順による。
- (3) 質疑件数及び時間  
質疑件数は一人3件以内、質疑時間は答弁を除き一人15分以内とし、発言回数の制限は設けていない。
- (4) 発言方法  
すべて発言席で行う。

### ◆定例会別質問者・質疑者数（令和4年）

区分	一般質問者数	質疑者数
2月定例会	20人	6人
6月定例会	17人	5人
9月定例会議	20人	6人
12月定例会議	17人	5人
合計	74人	22人
8月招集会議	—	—
合計	—	—
1月臨時会	—	6人
3月臨時会	—	2人
4月臨時会	—	2人
5月臨時会(5/16)	—	0人
5月臨時会(5/30)	—	3人
7月臨時会	—	5人
11月臨時会議	—	3人
合計	—	21人

## 討 論

**(1) 通告**

定例会議最終日の前日の正午までに案件名と賛否の別を議長に通告する。

**(2) 討論順序**

反対、賛成の順に行う。

**(3) 発言方法**

登壇して行う。

## 請 願 ・ 陳 情

**(1) 受理から審議まで**

請願書及び陳情書は、定例会議開会日3日前までに受理したものを議会に諮り、所管の委員会に付託する。

**(2) 審議結果の通知など**

審議結果は、請願者・陳情者に通知している。

採択された請願のうち、地方自治法第125条に基づき市長に処理の経過及び結果の報告を求めたものについて、市長はその請願が議決された定例会議の翌々の定例会議の2週間前までに議会に報告することとしている。(平成26年6月定例会より)

**◆審議結果 (令和4年)**

区 分	請 願	陳 情	計
採 択	1	3	4
一部採択	0	0	0
不 採 択	1	1	2
継続審査	0	0	0
取り下げ	0	2	2
審議未了	0	0	0
計	2	6	8

**◆付託委員会別審査件数 (令和4年)**

区 分	請 願	陳 情	計
総 務	1	0	1
文教厚生	0	4	4
産業経済	1	0	1
建 設	0	2	2
議会運営	0	0	0
計	2	6	8

# 委員会

## 常任委員会

### ◆構成

委員会は、条例で5委員会と定めている。また、条例により委員の任期は2年と定められている。

### ◆名称と所管事項

名称	所管事項	定数
総務委員会	議会、企画政策部、財務部、総務部、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、他の常任委員会に属さない事項	7人
文教厚生委員会	市民部、健康福祉部、教育委員会	7人
産業経済委員会	観光商工部、農政部、農業委員会	7人
建設委員会	建設部、上下水道局	7人
予算決算委員会	予算に関すること 決算に関すること	27人

※平成25年6月定例会において予算決算委員会の設置が決定された。

予算決算委員会には、会津若松市議会予算決算委員会の運営に関する要綱に基づき、総務・文教厚生・産業経済・建設の各委員会の委員によりそれぞれ構成する第1分科会から第4分科会までの4つの分科会を置き、付託事件を分担し審査している。

## 議会運営委員会

### ◆構成

議会の円滑な運営を図るため、会津若松市議会運営委員会規程に基づき設置していた。

平成3年の地方自治法改正により議会運営委員会を条例により設置することができることとなったため、平成3年9月から会津若松市議会委員会条例に基づき設置している。条例に委員の任期は2年、定数は7人と定めている。

委員は議長が会議に諮って指名する。具体的には、3人以上の会派から、その所属議員の人数に応じて按分している。

### ◆開会

議会運営委員会は、臨時会議については開会日の7日前、定例会議については開会日の10日前及び7日前に開会される。

## 特別委員会

### ◆設置

特別委員会は、必要な場合に議会の議決で設置し、委員定数も議会の議決で決めることができる。

委員の任期は審査が終了するまでである。

### ◆議会制度検討特別委員会

議会活動評価モデルの実装に係る調査研究等を行うため、議会制度検討特別委員会を設置した。（設置期間：令和4年8月8日から令和5年7月31日まで）

## 議員全員協議会

### ◆構成

議員全員で構成し、議会の運営、市政の課題等について協議又は調整を図るため、市長等からの説明及び報告並びに議員間の討議を行う。

## 委員会協議会

### ◆構成

常任委員会委員で構成し、常任委員会の所管事項に関する執行機関からの説明及び報告を受ける。

## 各派代表者会議

### ◆構成

議長、副議長及び会派（所属議員が3人以上）の代表者で構成し、会派間の調整及び協議を行う。

## 広報広聴委員会

### ◆構成

会津若松市議会基本条例を平成20年6月に可決したことに伴い設置された。任期は2年、定数は8人と定めている。

議会の広報広聴機能を充実させるため、「広報議会」の編集・発行や、市民との意見交換会に関することなどを所掌する。

## 議会災害対策本部

### ◆構成

議員全員で構成し、災害時における議会機能の維持等に関する調整及び協議を行う。

## 正副議長と正副委員長との調整会議

### ◆構成

議長、副議長、常任委員会委員長及び副委員長、議会運営委員会委員長及び副委員長、広報広聴委員会委員長及び副委員長並びに特別委員会委員長及び副委員長で構成し、議会全般に係る運営等に関する調整及び協議を行う。

## 通年議会導入に伴う政策討論会の整理

### ◆政策討論会の整理

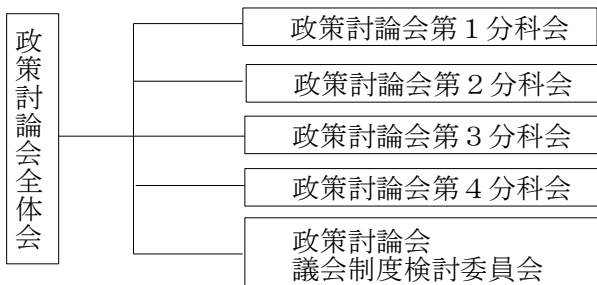
会津若松市議会基本条例に基づき、市政に関する重要な政策と課題について共通認識と合意形成を図り、政策を立案し、市長等への政策提案及び政策提言を推進することを目的とし、平成20年に政策討論会を設置した。

政策討論会は、市政に関する重要な政策と課題について調査研究を行い、市長へ政策提言を行ってきた。

令和4年8月の通年議会の導入に伴い、政策討論会における調査研究活動は、常任委員会である予算決算委員会の所管事務調査として位置づけた。

通年議会導入前	通年議会導入後
政策討論会における調査研究	予算決算委員会における所管事務調査
政策討論会 全体会	予算決算委員会
政策討論会各分科会	予算決算委員会各分科会
議会制度検討委員会	議会制度検討特別委員会

### ◆参考 通年議会導入前の政策討論会の構成



- ・政策討論会全体会  
議員全員により構成

- ・政策討論会各分科会

総務・文教厚生・産業経済・建設の各委員会の委員により第1から第4までの各分科会を構成

- ・議会制度検討委員会

会派（所属議員が2人以上）から選出された委員と公募による市民委員2名以内により構成

## 委員会等開会状況

### ◆令和4年1月1日～12月31日

委員会等名	開会日数	会議時間
総務委員会	5日	8時間18分
文教厚生委員会	6日	9時間23分
産業経済委員会	3日	2時間18分
建設委員会	7日	7時間37分
予算決算委員会	11日	8時間41分
予算決算委員会第1分科会	13日	57時間0分
予算決算委員会第2分科会	13日	61時間2分
予算決算委員会第3分科会	13日	59時間9分
予算決算委員会第4分科会	13日	46時間43分
予算決算委員会理事会	6日	14分
議会運営委員会	56日	22時間4分
議会制度検討特別委員会	3日	4時間47分
議員全員協議会	6日	3時間36分
各派代表者会議	32日	14時間14分
広報広聴委員会	24日	45時間35分
正副議長と正副委員長の調整会議	1日	10分

## 政策討論会開会状況

### ◆令和4年1月1日～8月8日

会議名	開会日数	会議時間
政策討論会全体会	-	-
政策討論会第1分科会	3日	3時間49分
政策討論会第2分科会	8日	5時間7分
政策討論会第3分科会	7日	3時間22分
政策討論会第4分科会	2日	1時間30分
議会制度検討委員会	5日	8時間42分



## 委員会協議会開会状況

### ◆令和4年1月1日～12月31日

会議名	開会日数	会議時間
総務委員会協議会	8日	9時間33分
文教厚生委員会協議会	13日	16時間48分
産業経済委員会協議会	6日	4時間0分
建設委員会協議会	6日	3時間48分

## 上記以外の会議の開催状況

### ◆令和4年1月1日～12月31日

会議名	開会日数	会議時間
スマートシティ総合調査会 (旧スーパーシティ構想に関する調査会)	11日	17時間24分

## 市民との意見交換会

会津若松市議会基本条例に基づき、平成20年8月から開催している。

市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うことを目的とする。

市内15地区において年2回開催する「地区別意見交換会」と、議会が取り組む政策立案等について教育・文化・福祉・産業等の分野ごとに関係市民団体と実施する「分野別意見交換会」がある。

令和4年8月の通年議会の導入に伴い、地区別意見交換会の実施主体を予算決算委員会とし、所管事務調査に位置付けを整理した。

令和2年度と令和3年5月は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、「地区別意見交換会」を中止とした。

### ◆意見交換会開催状況

#### (1) 地区別意見交換会 (令和4年1月～12月)

回	時期	参加人数	内容
第25回	5月	115名	・2月定例会の報告 ・意見交換（市政全般について）
第26回	11月	108名	・9月定例会議の報告 ・意見交換（市政全般について）

#### (2) 分野別意見交換会 (令和4年1月～12月) (開催なし)

# 議会開会状況

※報告・請願・陳情・選挙・選任・推薦・諮問及び許可を除く

## 本会議開会状況と議決結果

◆令和4年1月1日～12月31日

※通年議会導入の令和4年8月以降は、「定例会議・臨時会議・会議期間」とした

※区分	※会期		会議日数	会議時間	市長提出議案等						議員提出議案等		計		
					可決	修正可決	否決	継続審査	認定	承認	同意	可決		否決	
2月定例会	2/24～3/22	27日間	7日	24時間46分	31										31
6月定例会	6/9～6/24	16日間	6日	18時間49分	7						1	7			15
9月定例会議	9/1～9/26	26日間	6日	24時間20分	22				11		2	6	1		42
12月定例会議	12/1～12/16	16日間	6日	23時間39分	31							3			34
計		85日間	25日	91時間34分	91				11		3	16	1		122
8月招集会議	8/8	1日間	1日	25分								1			1
計		1日間	1日	25分								1			1
1月臨時会	1/5	1日間	1日	1時間2分	1										1
3月臨時会	3/30	1日間	1日	27分	1							2			3
4月臨時会	4/19	1日間	1日	33分	1										1
5月臨時会	5/16	1日間	1日	1時間12分											
5月臨時会	5/30	1日間	1日	57分	1										1
7月臨時会	7/5～7/8	4日間	2日	2時間40分	1							1			2
11月臨時会議	11/9	1日間	1日	1時間3分	1										1
計		10日間	8日	7時間54分	6							3			9
合計		96日間	34日	99時間53分	97				11		3	20	1		132

## 議決事項

◆令和4年1月1日～12月31日

議案番号	件名	議決結果
<b>1月臨時会</b>		
議案第1号	令和3年度会津若松市一般会計補正予算(第13号)	原案可決
<b>2月定例会</b>		
議案第2号	令和4年度会津若松市一般会計予算	原案可決
議案第3号	令和4年度会津若松市水道事業会計予算	原案可決
議案第4号	令和4年度会津若松市簡易水道事業会計予算	原案可決
議案第5号	令和4年度会津若松市下水道事業会計予算	原案可決
議案第6号	令和4年度会津若松市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第7号	令和4年度会津若松市観光施設事業特別会計予算	原案可決
議案第8号	令和4年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計予算	原案可決
議案第9号	令和4年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
議案第10号	令和4年度会津若松市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第11号	令和4年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計予算	原案可決

議案番号	件名	議決結果
議案第12号	令和4年度会津若松市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第13号	令和3年度会津若松市一般会計補正予算(第14号)	原案可決
議案第14号	令和3年度会津若松市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第15号	令和3年度会津若松市下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第16号	令和3年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第17号	令和3年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第18号	令和3年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第19号	令和3年度会津若松市介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第20号	令和3年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第21号	会津若松市企業版ふるさと寄附金基金条例	原案可決
議案第22号	会津若松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第23号	会津若松市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第24号	会津若松市消防団員の任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第25号	会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第26号	会津若松市少年センター条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第27号	会津若松市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第28号	会津若松市道路占用料等条例及び会津若松市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第29号	会津若松市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第30号	財産の取得について	可決
議案第31号	財産の取得について	可決
議案第32号	令和3年度会津若松市一般会計補正予算(第15号)	原案可決
決議案第1号	ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議	原案可決
意見書案第1号	福島県最低賃金の引上げと早期発効について	原案可決
<b>3月臨時会</b>		
議案第33号	会津若松市税条例の一部を改正する条例	原案可決
<b>4月臨時会</b>		
議案第34号	令和4年度会津若松市一般会計補正予算(第1号)	原案可決
<b>5月臨時会</b>		
議案第35号	令和4年度会津若松市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
<b>6月定例会</b>		
議案第36号	会津若松市議会基本条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第37号	会津若松市議会定例会に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第38号	会津若松市議会会議規則の一部を改正する規則	原案可決
議案第39号	会津若松市議会参考人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第40号	市長の専決処分事項の指定について	可決
議案第41号	令和4年度会津若松市一般会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第42号	会津若松市税条例等の一部を改正する条例	原案可決
議案第43号	会津若松市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

議案番号	件名	議決結果
議案第 44 号	会津若松市支所及び市民センター設置条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 45 号	会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 46 号	会津若松市農村環境改善施設条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 47 号	令和 4 年度会津若松市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
承認第 1 号	公平委員会委員の選任について	同意
意見書案第 2 号	被災児童生徒就学支援等事業の継続及び被災した児童・生徒への十分な就学支援について	原案可決
意見書案第 3 号	地方財政の充実・強化について	原案可決
<b>7 月臨時会</b>		
議案第 48 号	令和 4 年度会津若松市一般会計補正予算（第 5 号）	原案可決
決議案第 2 号	議案第 48 号 令和 4 年度会津若松市一般会計補正予算（第 5 号）に対する附帯決議	原案可決
<b>8 月招集会議</b>		
議案第 49 号	議員の派遣について	可決
<b>9 月定例会議</b>		
議案第 50 号	令和 4 年度会津若松市一般会計補正予算（第 6 号）	原案可決
議案第 51 号	令和 4 年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 52 号	令和 4 年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 53 号	令和 4 年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 54 号	令和 4 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 55 号	令和 4 年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 56 号	令和 4 年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 57 号	令和 4 年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 58 号	会津若松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 59 号	会津若松市議会議員及び会津若松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
議案第 60 号	会津若松市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 61 号	会津都市計画事業扇町土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例	原案可決
議案第 62 号	会津若松市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 63 号	住居表示実施区域の変更及び方法について	可決
議案第 64 号	町及び字の区域の変更について	可決
議案第 65 号	市道の認定について	可決
議案第 66 号	市道の廃止について	可決
議案第 67 号	市道の変更について	可決
議案第 68 号	城前団地更新住宅第 4 棟新築工事請負契約の締結について	可決
議案第 69 号	令和 3 年度会津若松市水道事業剰余金の処分について	可決
議案第 70 号	令和 3 年度会津若松市下水道事業剰余金の処分について	可決
議案第 71 号	議員の派遣について	可決
議案第 72 号	議員の派遣について	可決
議案第 73 号	議員の派遣について	可決
議案第 74 号	議員の派遣について	可決
議案第 75 号	令和 4 年度会津若松市一般会計補正予算（第 7 号）	原案可決

議案番号	件名	議決結果
承認第2号	令和3年度会津若松市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
承認第3号	令和3年度会津若松市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
承認第4号	令和3年度会津若松市観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
承認第5号	令和3年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
承認第6号	令和3年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
承認第7号	令和3年度会津若松市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
承認第8号	令和3年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
承認第9号	令和3年度会津若松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
承認第10号	令和3年度会津若松市水道事業会計決算の認定について	認定
承認第11号	令和3年度会津若松市簡易水道事業会計決算の認定について	認定
承認第12号	令和3年度会津若松市下水道事業会計決算の認定について	認定
承認第13号	教育委員会委員の任命について	同意
承認第14号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意
意見書案第4号	安倍晋三元内閣総理大臣の国葬の中止について	否決
意見書案第5号	国会議員等と世界平和統一家庭連合（旧統一教会）との関係断絶について	原案可決
意見書案第6号	国葬に関する法整備等について	原案可決
<b>11月臨時会議</b>		
議案第76号	令和4年度会津若松市一般会計補正予算（第8号）	原案可決
<b>12月定例会議</b>		
議案第77号	会津若松市議会個人情報保護に関する条例	原案可決
議案第78号	令和4年度会津若松市一般会計補正予算（第9号）	原案可決
議案第79号	令和4年度会津若松市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第80号	令和4年度会津若松市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第81号	令和4年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第82号	令和4年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第83号	令和4年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第84号	令和4年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第85号	令和4年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第86号	会津若松市個人情報保護法施行条例	原案可決
議案第87号	会津若松市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第88号	会津若松市職員の定年等に関する条例	原案可決
議案第89号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決
議案第90号	会津若松市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例	原案可決
議案第91号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第92号	会津若松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第93号	財産の取得について	可決
議案第94号	会津若松市基幹集落センターの指定管理者の指定について	可決
議案第95号	城前団地更新住宅第4棟新築工事請負契約の一部変更について	可決
議案第96号	議員の派遣について	可決
議案第97号	令和4年度会津若松市一般会計補正予算（第10号）	原案可決

議案番号	件名	議決結果
議案第 98 号	令和 4 年度会津若松市一般会計補正予算（第 11 号）	原案可決
議案第 99 号	令和 4 年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 100 号	令和 4 年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 101 号	令和 4 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 102 号	令和 4 年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 103 号	令和 4 年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 104 号	会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 105 号	特別職の職員の給与に関する条例及び会津若松市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 106 号	会津若松市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
議案第 107 号	令和 4 年度会津若松市一般会計補正予算（第 12 号）	原案可決
議案第 108 号	令和 4 年度会津若松市水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 109 号	令和 4 年度会津若松市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
決議案第 3 号	石田典男議員に対する辞職勧告決議	原案可決

# 議会基本条例・議員政治倫理条例

## 議会改革の取り組み

条例制定に向けた議会改革の原点は、平成17年から18年にかけて、政治倫理条例制定への検討に着手したことから始まる。その後、平成19年4月の市議会議員の改選による新たな議会、新たな議長のもと、政治倫理条例をはじめとする議会制度の検討という形で、改めて取り組んでいくことになった。

平成19年6月には、議長より「議会のあり方を見極め、市民の負託に応える議会づくりを実現させるためのツール」として、議会基本条例の制定をはじめとする検討事項が提案され、7月には「議会制度検討委員会」が設置された。

議会制度検討委員会は、議長から議会制度の検討にかかる諮問を受け、平成20年6月の答申を目指し、理論・事例研究やパブリックコメント、市民との意見交換会などを開催しながら、調査研究と具体的検討を積み重ねてきた。委員には、議員のみでなく、公募による市民や学識経験者委員も加わるなど、多様な視点での検討を行ったところも特色の一つである。

こうした取組の結果、平成20年6月定例会に「議会基本条例」及び「議員政治倫理条例」を議員提案し、可決された。

## 具体的な検討フレーム

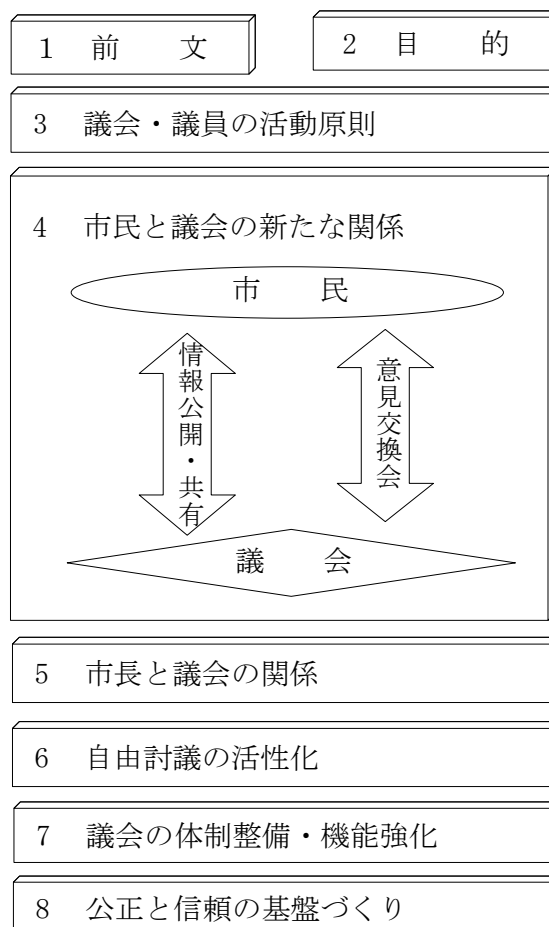
議会改革（基本条例＋倫理条例）

= 【内部・外部環境分析】＋【理論研究】＋【事例研究】＋【市民参加】＋【将来展望】

- 【内部・外部環境】 ⇒ 強み＋弱み＋機会＋脅威
- 【理論研究】 ⇒ 神原勝教授、松野光伸教授による指導
- 【事例研究】 ⇒ 伊賀市議会安本美栄子議員による協力
- 【市民参加】 ⇒ 公募市民委員＋パブリックコメント＋試行的意見交換会（150人・80項目）
- 【将来展望】 ⇒ 会津若松の持続的発展への願い

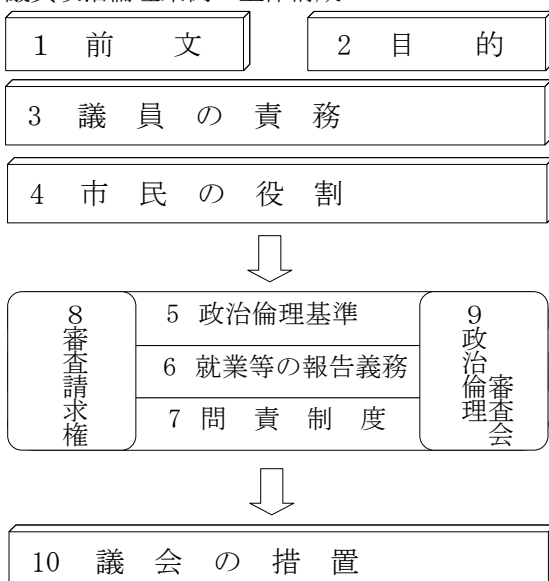
## 議会基本条例

◆議会基本条例の全体構成



## 議員政治倫理条例

◆議員政治倫理条例の全体構成



# 議 会 費 等

## 議 会 費

### ◆ 過去3年間の当初予算 (単位：千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
報酬	147,607	145,992	151,388
給料	49,490	46,540	49,967
職員手当等	84,223	81,596	83,673
共済費	62,335	63,458	67,509
報償費	911	1,077	840
旅費	4,990	5,627	4,950
交際費	1,400	1,400	1,400
需用費	6,731	5,320	5,563
役務費	1,222	1,163	1,153
委託料	9,946	15,382	9,608
使用料及び賃借料	3,399	5,084	483
工事請負費	0	36	662
備品購入費	211	401	1,406
負担金補助及び交付金	12,480	12,195	12,492
合 計	384,945	385,271	391,094
一般会計に占める割合	0.8%	0.7%	0.8%

## 報酬・費用弁償等

議員報酬等については、会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例に基づき支給される。なお、下記報酬の推移については、市長が会津若松市特別職報酬等審議会の答申を踏まえて議会へ条例改正案を提出し、議決を経て改正されたものである。

### ◆ 議員報酬の推移 (単位：千円)

区 分	改 正 年 月 日			
	平成25年 1月1日	平成16年 1月1日	平成8年 4月1日	平成6年 10月1日
議 長	514	553	582	550
副議長	477	513	540	510
議 員	447	481	506	478

※令和2年7月支給の議員報酬は、議長 307,372円、副議長 285,246円、議員 267,306円。

### ◆ 特別職等の給料の推移 (単位：千円)

区 分	改 正 年 月 日			
	平成25年 1月1日	平成16年 1月1日	平成15年 7月1日	平成15年 4月1日
市 長	937	1,008	1,043	1,159
副市長※1	752	809	809	899

教育長	668	719	719	799
常勤の監査委員	575	619	619	688
上下水道事業 管理者※2	668	719	719	799

※1 平成19年3月31日までの職名は、助役

※2 令和2年3月31日までの職名は、水道事業管理者

※3 令和2年7月1日から同年12月31日までの給料は、市長 702,750円、副市長 624,160円、教育長 601,200円、常勤の監査委員 517,500円、上下水道事業管理者 601,200円。

### ◆ 費用弁償

本会議に出席したとき、または常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会に委員として出席したときは次の区分により費用を弁償していたが、平成19年度から廃止とした。

また、当該会議又は委員会終了時刻の延長、その他やむを得ない事情により宿泊したときは、居住地から片道8km以上の場合、宿泊料の実費を支給することとしていたが、平成20年9月から廃止とした。

### ◆ 旅費等

○ 日当 3,000円 (県内については1,500円)  
※ 平成15年4月1日適用

○ 宿泊料

宿泊料	地 域
甲地方の地域 14,800円	さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
乙地方の地域 13,300円	甲地方以外の地域

### ◆ 期末手当 (令和5年4月1日適用)

報酬月額と報酬月額の20%の合計額に下記の割合を乗じた額を支給する。

○ 6月 ……162.5% ○ 12月 ……162.5%

### ◆ 行政調査等旅費

従前は年一人当たり90,000円の予算であったが、平成21年度より年一人約90,000円の予算の範囲内で委員会(分科会)毎に講師謝礼・講師の費用弁償及び行政調査の旅費に振り分け、調査費用としている。

### ◆ 市議会政務活動費

「会津若松市議会政務活動費の交付に関する条例」(平成13年4月1日施行)に基づき、1か月一人当たり35,000円に所属する議員数を乗じた額を、毎年度4月(4月～9月分)と10月(10月～3月分)に各会派に



対し交付する。条例制定時は名称が政務調査費で月額一人50,000円、平成17年度から月45,000円、平成21年度からは現在の額に改正された。

地方自治法の一部改正に伴い、名称が平成25年3月から政務活動費に改められた。

「会津若松市議会政務活動費ガイドライン」（平成27年4月から適用）を作成し、平成30年3月及び令和2年7月に見直しを行った。

## 議会刊行物

### ◆先例集

議会の能率的かつ円滑な運営に資するため、本市議会における一連の先例や事例をまとめたものである。4年に一度発行している。

- 創 刊 昭和63年3月
- 発行回数 4年ごと
- 発行部数 50部
- 配 布 議員、議会事務局職員

### ◆会議録

定例会議の会議録は、次回定例会議の15日前までに作成し、議員及び当局各部、公民館等に配布している。また、臨時会議の会議録についてもその都度作成し、配布している。

- 発行回数 招集会議、定例会議及び臨時会議ごと
- 発行部数 70部
- 配 布 議員、当局各部、公民館等
- 会議録検索システム

平成19年以降の本会議及び平成26年以降の委員会について、市のホームページより会議録の検索・閲覧ができる。

### ◆あいづわかまつ広報議会

議会の活動状況を市民に知らせるため、本会議、委員会等の内容を掲載している。また、改選時には全議員の紹介や委員会構成などを掲載した臨時号を発行している。

- 創 刊 昭和49年5月15日
- 発行回数 年4回(定例会議の翌々月1日発行)、改選時に臨時号
- 発行部数 52,200部～52,500部
- 配 布 市内全世帯(町内会を通して配布)
- 声の広報議会

平成22年度より朗読ボランティアサークルに音声データの作成、利用者へ記録媒体の送付を委託。市議会ホームページにも掲載。

### ○ 点字版広報議会

平成28年度より点字ボランティアサークルに点字版広報議会の作成を委託。令和4年度からは特定非営利活動法人に委託。

### ◆見て知って参加するための手引書 ～会津若松市議会白書～

市民との協働型議会を目指し、議会の「見える化」を図るため、年1回発行し、市内の公共施設等に設置している。議会のしくみや議会活動の概要を掲載した本編と、具体的な議決事項や取組内容を掲載した資料編の2部構成。平成26年度・28年度・令和2年度には本編を市内全世帯へ配布した。

- 創 刊 平成25年
- 発行回数 年1回
- 発行部数 200部  
(平成26年度・28年度・令和2年度の発行部数は53,000部)
- 配 布 市内の学校、公民館など  
(平成26年度・28年度・令和2年度には市内全世帯へ配布)

### ◆会津若松の市勢

会津若松市政全般の主要事項を収録し、各議員に配布している。

- 創 刊 昭和61年12月
- 発行回数 年1回
- 発行部数 50部
- 配 布 議員、議会事務局職員など

### ◆月報ぎかい

毎月10日に議会の動きや今後の予定、各種情報を掲載し、各議員に配布している。また、定例会議開会日の約10日前には、定例会議の日程等を掲載した臨時号を発行している。

- 創 刊 昭和52年2月15日
- 発行回数 月1回、定例会議前に臨時号
- 発行部数 39部
- 配 布 議員、議会事務局職員

### ◆会津若松市議会史

市制施行90周年記念事業の一環として編さん事業に着手したものであり、議会が果たしてきた役割や位置付けを明確にするものである。

- 発 行 平成6年度から平成10年度までに年表編、資料編Ⅰ・Ⅱ、記述編Ⅰ・Ⅱの5巻を刊行
- 発行部数 1,000部

## 議 会 中 継

### ◆映像配信

本会議及び予算決算委員会の映像について、インターネットによりライブ中継及び録画中継をYouTubeを活用して配信している。また、議会事務局において、議会映像を録画したブルーレイディスクの貸し出しを行っている。

## 議 会 図 書

### ◆蔵書数 (令和5年8月1日現在)

区 分	冊 数
議 会	176
行 財 政	59
辞 典	47
歴史・地誌・その他	179
現 行 法 規 等	14
議 会 史 ・ 市 史	247
合 計	722

## 行政視察の受入れ

市の各種事務事業や議会改革等に関して、他自治体の議会関係者や各種研究機関等からの視察の受入れを行っている。

なお、令和3年度から、オンラインによる視察の受入も行っている。

### ◆行政視察の受入れ状況

区 分	令和4年度		令和3年度	
	件数	人数	件 数	人 数
4月				
5月	1	8	1	8
6月				
7月	7	49		
8月	2	24		
9月	1	14		
10月	8	65	1	14
11月	8	106	2	14
12月				
1月	4	38	1	6
2月	1	3	2	21
3月				
合計	32	307	7	63

## 議 会 事 務 局

### ◆事務局機構 (令和5年4月1日現在)

- 定数 13 人
- 現員 12 人

事務局長—事務局次長 —

- 総務グループ 2人  
(副主幹1、主任主査1)
- 議事調査グループ 8人  
(主幹1、主任主査1、  
主査5、主任主事1)